

**リスク性金融商品の販売会社等による
顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果
(2023事務年度中間報告)**



**2024（令和6）年4月3日
金融庁**

本モニタリング結果について

- 金融庁は、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」）等を踏まえ、販売会社及び組成会社による顧客本位の業務運営を確保するため、実践状況の把握・改善に向けてモニタリングを実施している
- 本モニタリング結果は、**2023事務年度上半期に実施した顧客本位の業務運営に関するモニタリング**で把握した実態をもとに、**販売会社及び組成会社においてリスク性金融商品の導入・販売・管理等を行うに当たり共通となり得る課題を、中間報告として公表**するもの
- ✓ **2023事務年度のモニタリングでは、外貨建一時払保険や仕組預金、仕組債、外貨建債券といったリスク性金融商品の販売状況を着眼点として検証・対話を実施**している。本中間報告では、**外貨建一時払保険と仕組預金のプロダクトガバナンス、販売・管理態勢（1. 参照）、外貨建一時払保険の運用パフォーマンス分析を踏まえたターゲット型保険に関する販売・管理態勢（2. 参照）、外貨建一時払保険における顧客の属性に応じた販売・管理態勢（3. 参照）の検証結果を取りまとめている**
- ✓ なお、外貨建一時払保険について、プロダクトガバナンス態勢及び他のリスク性金融商品との比較説明（P2、P3）では運用の側面が大きい（以下「運用型」）商品を、顧客の属性に応じた販売・管理態勢（P4）では運用型・保障の側面が大きい商品双方を対象に検証している
- **販売会社及び組成会社**においては、本モニタリング結果を参考に、**顧客本位の業務運営の確保に向けた取組みを改善することどまらず、ベストプラクティスを目指した取組みを促進**すること、また、こうした取組みを通じて**国民の安定的な資産形成を支援**することを期待する。その際には、必要に応じて、**販売会社と組成会社が連携して取り組むことを期待**する

本中間報告のモニタリング対象先等

- 2022年度における個社別の外貨建一時払保険、仕組預金の販売額を踏まえてモニタリング先を抽出した
 - モニタリング対象先（※）は、地域銀行グループ13先、主要行等6行、保険会社8社
- ※ 態勢面を実態把握するため、質問票の送付や資料提出依頼を行った先（以下「重点モニタリング先」）

1. 外貨建一時払保険と仕組預金のプロダクトガバナンス、販売・管理態勢の検証結果 (注1)

課題		外貨建一時払保険	仕組預金
プロダクトガバナンス態勢	リスク・リターンの検証等	<p>【販売会社及び組成会社に求められる事項】</p> <p>◆ 販売会社及び組成会社は、まず、適切な検証期間の下でリスク・リターンの合理性などを十分に検証すべき</p> <p>【モニタリングで判明した課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての重点モニタリング先で実施されていない <ul style="list-style-type: none"> 全ての重点モニタリング先で、リスク・リターン検証が行われていない (※) P3の「運用パフォーマンスの検証結果」参照 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての重点モニタリング先で実施されていない <ul style="list-style-type: none"> 全ての重点モニタリング先で、リスク・リターン検証が行われていない
	顧客の最善の利益追求に資する商品導入の判断、商品性の事後検証と見直し・廃止	<p>【販売会社及び組成会社に求められる事項】</p> <p>◆ 販売会社及び組成会社は、リスク・リターンを十分に検証等した上で、顧客の最善の利益に資する商品の導入を判断すべき。また、導入後も、販売実績等を基に商品性を事後検証し、必要に応じて商品性を見直し・廃止すべき</p> <p>【モニタリングで判明した課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての重点モニタリング先で実施されていない <ul style="list-style-type: none"> トータルリターンを把握しないまま、「積立利率」といった表面利回りの情報等に基づき、実質的な議論なく、導入を判断 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての重点モニタリング先で実施されていない <ul style="list-style-type: none"> 金融庁よりリスク・リターン検証を依頼したところ、多くの仕組預金（外貨償還特約付預金）でトータルリターンがマイナスとなっているものの、実質的な議論なく、導入を判断
販売・管理態勢 (注2)	顧客の属性に応じた販売	<p>【販売会社に求められる事項】 (必要に応じて、販売会社と組成会社が連携して取り組むことを期待)</p> <p>◆ 顧客の資産・収入状況、取引経験、知識、取引目的・ニーズ及び判断能力等の属性に応じて、当該顧客にふさわしい商品を販売・推奨すべき</p> <p>【モニタリングで判明した課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの重点モニタリング先で、知識・投資経験の不足や投資方針との不一致に懸念がある顧客に販売 (※) P4の「顧客層の検証結果」参照 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての重点モニタリング先で、仕組預金のリスク特性（プットオプション売却等）を理解していない懸念がある知識・投資経験が乏しい顧客に販売
	他のリスク性金融商品との比較説明	<p>【販売会社に求められる事項】 (必要に応じて、販売会社と組成会社が連携して取り組むことを期待)</p> <p>◆ 顧客が投資判断に必要となるリスク・リターン・コスト等について、「原則」(注3)等を踏まえ、他のリスク性金融商品と比較しながら説明・提案すべき</p> <p>【モニタリングで判明した課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての重点モニタリング先で適切に実施されていない <ul style="list-style-type: none"> 多くの重点モニタリング先で、比較説明しているものの、マネープランガイド等によるリターン・コスト等の大小比較や、保険商品間での重要情報シートの活用にとどまる 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての重点モニタリング先で実施されていない <ul style="list-style-type: none"> 全ての重点モニタリング先で、運用商品として位置付けているものの、比較説明が行われていない

(注1) 仕組債、外貨建債券等の他のリスク性金融商品については、検証中

(注2) 組成コストや販売手数料等は、顧客が投資判断を行う上で重要な情報であるにもかかわらず、必要な情報提供が行われていない商品が存在。原則4において、「名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を情報提供する必要」とされている

(注3) 「原則5 (注2)」及び「原則6 (注1)」について別掲 (P5参照)

2. 外貨建一時払保険の運用パフォーマンス分析及びターゲット型保険に関する販売・管理態勢の検証結果

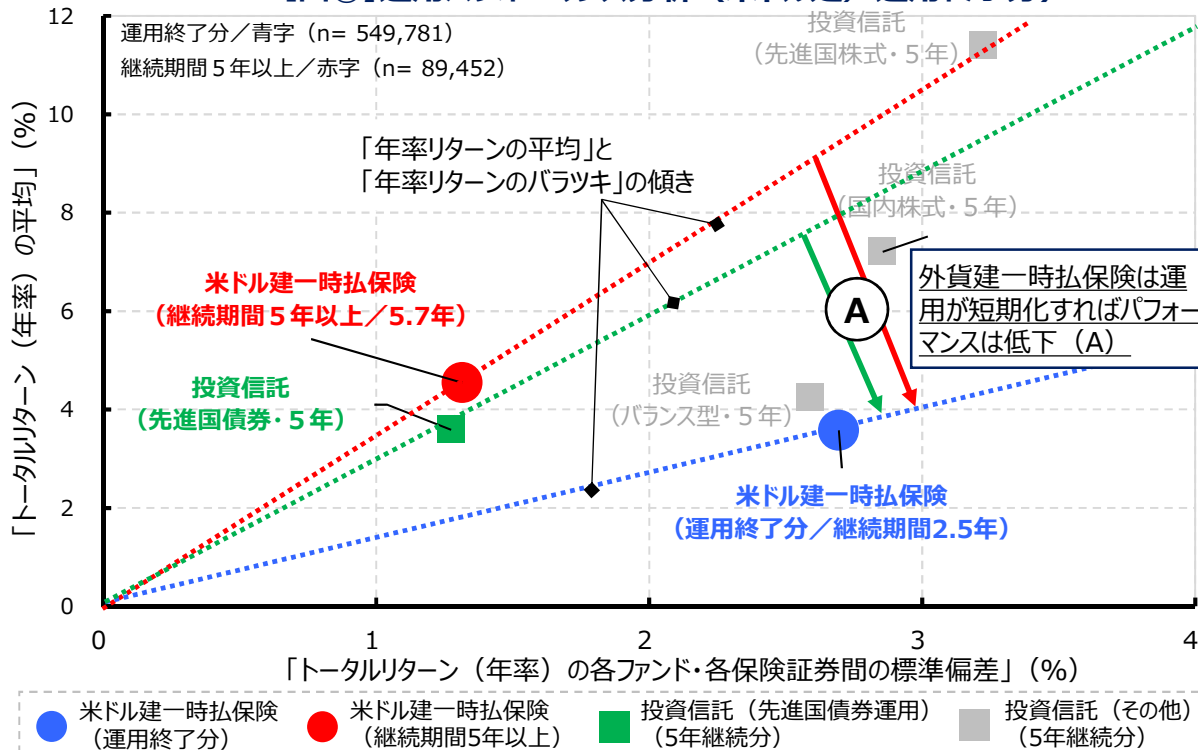
【運用パフォーマンスの検証結果】

- 金融庁が、代表的な外貨建一時払保険（運用型）8商品の運用パフォーマンスを分析した【図①】ところ、2023年8月末時点での運用終了分（継続期間2.5年）の外貨建一時払保険は、継続期間5年以上の同保険（又は同種商品に投資する先進国債券の投資信託）と比べて劣後している（A）
- ✓ 現状の販売・管理態勢の下では、ターゲット型保険（※1：P5参照）を中心に、外貨建一時払保険購入後4年間で約6割の解約等が発生しており、同保険組成時の長期運用前提の想定より契約継続期間が短期化している。また、解約等に伴い発生する費用が利幅を押し下げている状況（※）が窺われる
- ※ 運用終了分のパフォーマンスを運用成果要素別で分析すると【図②】、積立金増加効果(B)は薄く利益のほとんどは円安(C)で、解約等費用(市場価格調整と解約控除費)(D)がその利幅を押下げ

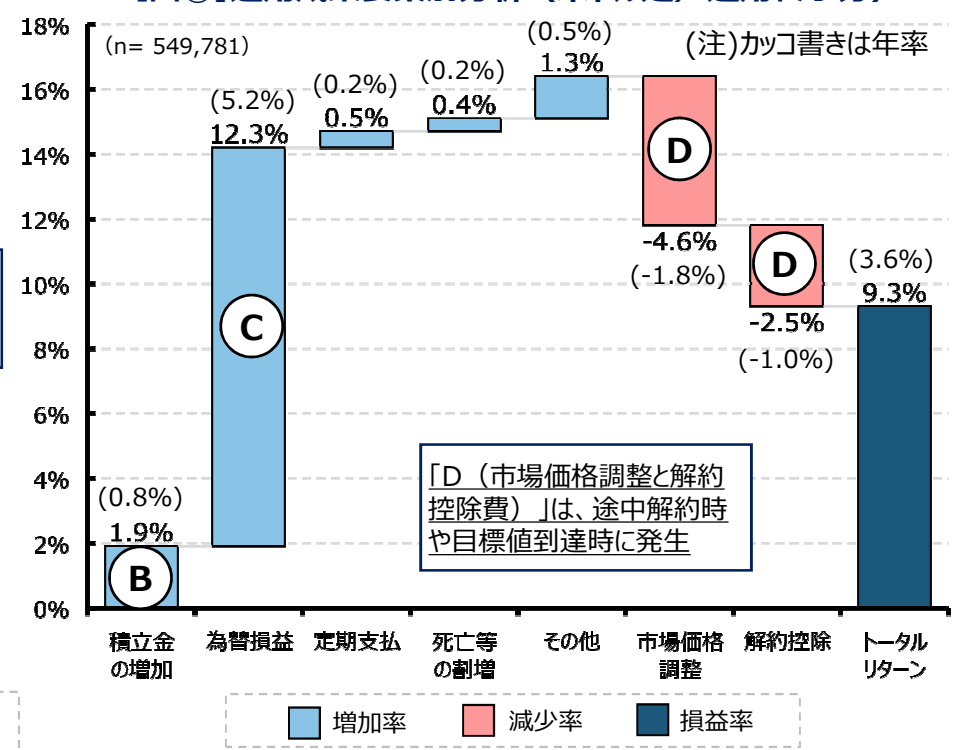
【ターゲット型保険に関する販売・管理態勢の検証結果】

- 全ての重点モニタリング先で、運用型商品の一つであるターゲット型保険のほとんどが目標値に到達すると解約され、同時に同一商品を同一顧客に販売する事例が多数発生している。こうした乗換販売によって販売手数料等が二重に発生する（※2：P5参照）ことを考慮すると、顧客にとって経済合理性があるとは言えない。販売会社は、目標値到達前に顧客に対して無償で目標値の引き上げが可能である旨を伝達した上で顧客の意向を踏まえてアドバイスするなど、顧客を適切にフォローアップすべき
- 多くの重点モニタリング先で乗換販売の実態を把握していないほか、顧客本位の業務運営を確保する観点からの実効的な検証・監査ができていない
- 全ての重点モニタリング先で、保障・相続ニーズがある顧客にターゲット型保険を販売しているが、少なくとも、中途解約した顧客については、これらのニーズを充たせていないと考えられる

【図①】運用パフォーマンス分析（米ドル建／運用終了分）



【図②】運用成果要素別分析（米ドル建／運用終了分）



3. 外貨建一時払保険における顧客の属性に応じた販売・管理態勢の検証結果

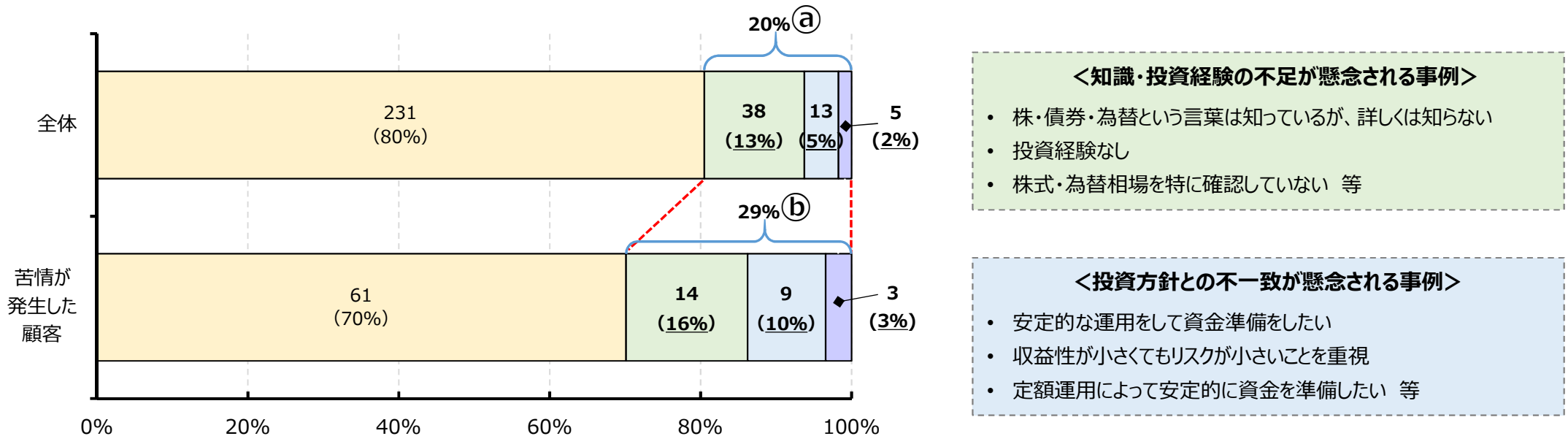
【顧客層の検証結果】

- 多くの重点モニタリング先で、「元本毀損するとは聞いていない」といった苦情が発生しているため、金融庁が、当該保険を販売した287名の顧客カード(※1:P5参照)を分析した【図③】と、**全体では2割で知識・投資経験の不足や投資方針との不一致に懸念があった(a)**。**苦情が発生した顧客(87名)に限れば、その割合は3割弱となる(b)**

【適切な動機付けの検証結果】

- 全ての重点モニタリング先で、**ターゲット型保険については、乗換販売といった顧客にとって経済合理性があるとは言えない事例が多く確認されている**
- ターゲット型保険に係る役務を見ると、全ての重点モニタリング先で、**初年度の負担(商品説明・契約等)に比べ、2年目以降から満期までの合計負担(顧客へのフォローアップ等)の方が大きい状況が見受けられる**。一方、**販売会社が保険会社から受け取る手数料体系を見ると、全ての重点モニタリング先で、初年度の比重が高いL字型(例えば、初年度5.5%、2年目以降0.1%等)が採用されている**
- こうした**役務に係る負担に見合った手数料体系となっていないことが、乗換販売に繋がっている一因**と考えられる
- 金融庁は、外貨建一時払保険を含むリスク性金融商品の**手数料体系が過度にフロービジネスを助長する販売姿勢に影響を及ぼしていないか、検証を継続していく**

【図③】外貨建一時払保険を販売した顧客層の検証結果



□顧客カード上は懸念なし □知識・投資経験の不足に懸念 □投資方針との不一致に懸念 □左記懸念が重複

(注釈)

【P2の注釈（原則5（注2）、6（注1））】

- ※1 原則5（注2）：金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである
- ※2 原則6（注1）：金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。①顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと、②具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容（手数料を含む）と比較しながら行うこと、③金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと

【P3の注釈（ターゲット型保険）】

- ※1 払込保険料が、顧客の設定した目標値（払込保険料対比の円換算額での運用の目標値。例えば、105%、110～200%（10%きざみ）で設定できる）に到達した場合、自動的に円貨で運用成果を確保し、円建の終身保険等に移行する商品
- ※2 顧客は、初期に販売手数料を支払うタイプの外貨建一時払保険を購入する際、契約期間に応じた販売手数料を支払う（例えば、10年契約の場合には10年分支払う）。途中解約した上で、同一商品の再購入（乗換え）を行った場合には、解約期間分の販売手数料が戻入されないため、顧客は二重に販売手数料等を支払うこととなる

【P3・図①の注釈（各リターン等の算出方法等）】

- ※1 投資信託のリターンは、検証期間の当初と終末の基準価格（分配金含む）より残高加重平均で算出。各ユニバース（175～423本）のファンド単位のトータルリターン（年率）の平均値をY軸、トータルリターン（年率）の各ファンド間の標準偏差をX軸。なお、検証期間は、2023年8月末を起点に遡って5年間。販売手数料も税込みの上限値で年率化（5年継続分は5分の1にした手数料を採用）
- ※2 外貨建一時払保険については、死亡終了や運用益の途中受取を含む証券単位のトータルリターン（年率）の平均値をY軸、トータルリターン（年率）の各保険証券間の標準偏差をX軸。なお、外貨建一時払保険については途中解約等が含まれていることから、投資信託と運用期間が揃っているわけではないことに留意。継続期間1年未満のものは、当該損益状況を年率リターンとして計算
- ※3 外貨建一時払保険（継続期間5年以上）は、2023年8月末時点で運用未終了したもの又は2022年9月1日から2023年8月31日の間に運用終了したもののうち、継続期間5年以上のものを対象として計算

【P3・図②の注釈（運用成果における各要素の概略）】

ア) 積立金の増加	外貨積立金の（複利）運用増加額。初期費用が掛かる商品は、それを控除して算出
イ) 為替損益	契約時と運用終了時の為替差による増減額
ウ) 定期支払	定期支払金等の期中受取の総額
エ) 死亡等の割増	死亡等により保険金として受け取ったことによる解約返戻金相当額からの増加額
オ) その他	一部証券で取得できなかったデータ項目があり、推計値を使用したことによる誤差
カ) 市場価格調整	途中解約や目標到達した場合、残存期間と契約時との金利差に応じた調整額
キ) 解約控除	途中解約や目標到達した場合、主に初期費用が掛からない商品で発生する控除額
トータルリターン	上記ア～キの合計額を払込保険料で除して算出

<出所> 図①：QUICK資産運用研究所及び保険会社8社からデータの提供を受けて、金融庁で作成、図②：保険会社8社からデータの提供を受けて、金融庁で作成

【P4・図③の注釈（顧客層の検証結果）】

- ※1 主要行等及び地域銀行のモニタリング先計10先から提出があった、①2021年4月から2023年9月末までに寄せられた外貨建一時払保険に関する苦情先10件（一部銀行で10件に満たない先あり）、②2022年度下期の販売額上位10件、③2022年度に販売した最後の10件（連番）の顧客カード

<出所> 主要行等及び地域銀行のモニタリング先計10先から顧客カードの提供を受けて、金融庁で作成